

令和8年度 帯広市立翔陽中学校 部活動基本方針

(令和8年6月改定)

1. 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しみ、社会の中でよりよく、心豊かに生きるための資質・能力が育まれるよう学校教育の一環として実施するものである。したがって、部活動は、体力や技術の向上を目指すことのみに偏ることなく、適切な指導や支援によって、生徒同士や教師と生徒との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりすることを目的とした活動をする。

2. 学校としての部活動の考え方

「帯広市立学校に係る部活動の方針（令和8年6月策定）」に則り、帯広市立翔陽中学校では、心身共に成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為を根絶した安全な指導を行う。特に、盗撮を始めとした性暴力は、生徒の生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えることを認識に、絶対に行わない。また、顧問のみならず、地域の外部人材を活用することにより、指導体制の充実を図る。

3. 基本方針

(1) 設置する部活動（令和8年4月現在）

運動部・・・野球部（四中拠点校）、サッカー部、ソフトテニス部（女子）、
バスケットボール部、バレーボール部（女子）、バドミントン部、卓球部、
陸上競技部、剣道部、アイスホッケー部（合同）
文化部・・・吹奏楽

(2) 部活動に関する連絡・相談窓口

〒080-0806

帯広市東6条南12丁目2番地 帯広市立翔陽中学校

TEL 0155-24-3121

FAX 0155-24-3122

担当 羽石 浩之（教頭）

(3) 活動時間および日数

①平日の活動時間※は2時間程度、休業日（土・日、祝日、長期休業日）は3時間程度とし、週当たり11時間程度とする。

※次の時間は、活動時間には含まない。

ア 移動時間 イ 準備や片付け時間 ウ 昼食や休憩時間

エ 試験等に向けた勉強会 オ 大会の当番校業務

③週当たり2日以上休養日を設ける。また、学校閉庁日も休養日とする。

※休日に2日連続して活動することについては、生徒が休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活が送ることができ、教員に過度に負担をかけずに実施することができる場合は可能であるが、あくまで休日の部活動を展開していく中で、地域クラブが柔軟に対応できるように休養日を改定したものであり、無条件に休日に2日連続して活動することを認めるものではない。

④活動場所で測定した暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、原則として活動を行わない。

- ⑤各部顧問は、毎月の活動計画を作成し、生徒・保護者に知らせる。また、各部で作成した活動計画は、校長に提出し、校長は各部の活動について把握、指導、是非を行う。
 - ⑥定期テスト（中間テスト、期末テスト、学年末テスト）実施日の3日前から、原則、活動を停止する。（テスト前学習会への参加を推奨する）
 - ⑦体育館の使用については、次の時間帯において交代するものとする。なお、割り当てについては、体育館を使用する部活動顧問で調整する。
- 〈平日〉 前半 15：45～17：30（放課後にすぐ活動開始）
 後半 17：30～19：30（放課後は一旦帰宅し、活動時間に合わせて登校）
- 〈土・日、祝日、長期休業中〉 ① 9：00 ② 12：00 ③ 15：00（3交代）

（4）その他

- ①運動部の服装は、原則として体育授業時の服装とする。ただし、部の特性を考え、必要な服装やその他のものには、部内で指定されたものを着用する。
- ②携帯電話およびスマートフォン※については、部活動での使用を原則として禁止する。
 ただし、やむを得ない事情がある場合は、顧問にその旨を前もって伝え、許可を得ること。
 ※近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、部活動内でも生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込み等は人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることを部活動においても適宜指導する。
- ③自転車を利用する場合は、可能な限り「ヘルメット」を着用する。

4. 部活動への入部・退部について

（1）入部について

- ①2～3年生の部活動加入希望者は、保護者の承認のもと「部活動加入申込書」を担任もしくは部活動顧問に提出し、入部が認められる。1年生の途中から入部する場合も同様である。
- ②1年生の部活動加入希望者は、4月の仮入部期間を経て、保護者の承認のもと「部活動加入申込書」を担任もしくは部活動顧問に提出し、入部が認められる。
 ※練習の見学等を行い、3年間続けられそうかをしっかり考えて申込書を提出すること。

（2）退部について

- ①退部を希望する場合は、まずは保護者や顧問、担任と相談した後に、保護者の承認のもと退部が完了する。

5. 指導・運営に係る体制について

（1）顧問・指導者の配置について

- ①生徒や教師の数等を踏まえ、適切な数の部活動を設置する。
- ②長時間勤務の解消等の観点から、基本的に部活動ごとに複数の顧問を配置できるよう体制を整える。

（2）顧問・指導者の身分

- ①部活動は、勤務時間外の活動であるため、原則として、教師は必ずしも指導者となるものではない。
- ②北海道中学校体育連盟の大会出場規定に、中学校所属の部として出場する場合「引率は当該校の教諭でなければならない。」と定められている競技の場合は、学校体制として校長が教師に顧問を依頼する。
- ③部活動の指導において、その種目を専門に経験してきているわけではないことを保護者に周知し理解を得る。